

## 第3回北斗市地域公共交通活性化協議会

令和2年5月22日（金）配付

### ○議件

- 1 委員の変更及び追加について（報告）
- 2 北斗市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について（報告）
- 3 会長及び監事の選任について（協議）
- 4 前回協議会以降の経過について（報告）
- 5 令和2年度事業計画（案）及び予算（案）について（協議）
- 6 その他（報告）

## 1 委員の変更及び追加について（報告）

以下のとおり、委員の変更等がありましたので、お知らせします。

### ○異動等による変更

- ・高橋 英二 北海道渡島総合振興局函館建設管理部事業課施設保全室長  
（前 谷水 忠浩 北海道渡島総合振興局函館建設管理部事業課施設保全室長）
- ・中林 正志 函館中央警察署交通第1課課長  
（前 穴田 英樹 函館中央警察署交通第1課課長）
- ・鑑谷 朝詩 株式会社新星ハイヤー代表取締役社長  
（前 阿部 恒義 株式会社新星ハイヤー代表取締役社長）
- ・川越 英雄 道南いさりび鉄道株式会社経営企画部長  
（前 三上 武一 道南いさりび鉄道株式会社経営企画部長）
- ・大折 伸明 北斗市町会連合会会長  
（前 田畑 定男 北斗市町会連合会会長）
- ・佐藤 敦宏 北斗市PTA連合会副会長  
（前 白尾 陽子 北斗市PTA連合会会長）
- ・三川 伸明 上磯駅前商店会会長  
（前 伊藤 輝 上磯駅前商店会会長）

### ○辞退による変更

- ・齋藤 征人 北海道教育大学函館校准教授  
（前 木村 健一 公立はこだて未来大学教授）

### ○委員の追加

- ・神林 辰法 北海道旅客鉄道株式会社函館支社企画次長

※全委員については、委員名簿をご覧ください。

## 2 北斗市地域公共交通活性化協議会設置要綱の改正について（報告）

### ○改正した事項

- ・役員への監事2名の追加（第5条関係）
- ・会計に関する条項の追加（第10条関係）
- ・協議会が解散した場合の措置に関する条項の追加（第11条）

※詳細については、参考資料1-1及び1-2をご覧ください。

### 【改正理由】

本市の公共交通のマスタープランとなる地域公共交通計画を策定することに伴い、協議会として会計を設置するため。

### 3 会長及び監事の選任について（協議）

昨年8月に前会長より委員辞退の申し出があったこと、また協議事項2にて説明のとおり北斗市地域公共交通活性化協議会設置要綱を改正したことに伴い、役員として会長1名、監事2名を新たに選出する必要があります。

設置要綱上、会長及び監事は、委員の互選により定めることとなっていますが、今回の協議会が書面会議での開催となったことから、事務局から以下のとおり提案させていただきます。

- ・会長 … 齋藤 征人（北海道教育大学函館校准教授）
  
- ・監事 … 鈴木 健司（渡島総合振興局地域創生部地域政策課新幹線推進室長）  
佐藤 敦宏（北斗市PTA連合会副会長）

#### 北斗市地域公共交通活性化協議会設置要綱（抜粋）

（役員）

第5条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 監事は、委員の互選により定める。

6 監事は、協議会の会計を監査する。

7 会長、副会長及び幹事は、相互に兼ねることはできない。

#### 4 前回協議会以降の経過について（報告）

平成30年11月27日に開催した第2回協議会において、新たな交通モードの検討、持続可能とするための取組及び利用促進策などについて幅広く意見を聴取し、今後は、ワーキンググループを設置し、デマンド交通の具体的な運行計画案の検討を進めた上で、協議会に諮ることとしていました。

その後、ワーキンググループを以下のとおり開催しております。

##### ○第1回ワーキンググループ（平成31年2月15日）

前回協議会までの論点整理、新たな交通モードの詳細検討（運行方式、運行エリア、運賃等に対する市の考え方の提示）

###### 【新たな交通モードの考え方】

- ・既存の公共交通である路線バス交通や鉄道交通との共存可能な公共交通
- ・タクシー（ハイヤー）事業者の一般利用との競合を回避できる公共交通
- ・利用者目線による利用しやすい公共交通

##### ○第2回ワーキンググループ（平成31年3月14日）

前回ワーキンググループにおける協議結果等の整理、新たな交通モードとしてデマンド交通の運行計画案の提示

###### 【会議における出席者からの主な意見】

- ・運行エリアについては、エリアを絞って考えるべきではないか。
- ・利用対象者の条件、運行日、運行時間について、既存のタクシー事業者等との競合が懸念される。

##### ○第3回ワーキンググループ（令和元年8月5日）

前回ワーキンググループにおける協議結果等をふまえた、導入目的、運行区域、利用対象者に対する委員の意見聴取

###### 【協議結果に基づく、新たな交通モードの考え方】

- ・交通弱者の日常生活（買い物や通院など）における身近な移動に対応
- ・既存の公共交通である路線バスや鉄道との共存可能で、かつ支線の役割を担うフィーダー系統
- ・以上2点により、タクシー（ハイヤー）事業者の一般利用者との競合を回避し、新たな需要を掘り起こす

以上3回の開催を受け、事務局で意見集約を行った上で、事業者や運輸支局との個別協議を行い、改めてワーキンググループを開催し、再度デマンド交通の運行に向けた考え方を提示することとしていました。

一方、引き続き、人口減少の本格化、高齢者運転の問題の顕在化など、地域公共交通の安定的な確保・維持をめぐる環境が厳しくなっていること、また、Society5.0の進展を踏まえたAI技術の進展、スマートフォンの普及により、MaaS（Mobility as a Service、複数の移動手段を最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス）と呼ばれる個人単位の需要に応じた、よりパーソナライズされた移動サービスが実現し、地域公共交通の確保・充実に活用することが可能となってきたことから、国では、今後の公共交通政策のあり方について、検討が行われています。

以上のことから、国では「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を改正し、地方公共団体による地域公共交通計画の作成を努力義務化し、国が予算やノウハウ面で支援する、新たな制度の創設に向けた検討が行われることとなりました。

現在、通常国会において法律案の議案審議が行われておりますが、本市及び協議会としても、これまでのデマンド交通の導入に係る協議はいったん休止し、まずは本市の公共交通のマスタープランとなる地域公共交通計画を策定し、その上で必要となる新たな交通モードの検討を進めていくこととします。

※詳細については、参考資料2及び3をご覧ください。

## 5 令和2年度事業計画（案）及び予算（案）について（協議）

令和2年度事業計画（案）及び予算（案）を次のとおり定める。

### 令和2年度事業計画（案）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、全国の市町村に努力義務化される、「地域公共交通計画」の策定に向け、以下の事業を実施する。

#### ○地域公共交通調査事業（計画策定事業）

##### 【事業概要】

まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成とともに、地域における輸送資源（公共交通機関のみならず、スクールバスや病院・商業施設等の送迎サービスなど）を総動員することで、持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を確保することを目的とした、「北斗市地域公共交通計画」の策定に必要な調査業務等を行う。

本事業の実施にあたっては、国の地域公共交通調査事業（計画策定事業）による補助金と市の負担金により、財源を確保する。

##### 【事業期間】

国補助金交付決定日（5月末予定）から令和3年3月末まで

##### 【事業内容】

- ・本市の公共交通に関する現況整理及び課題抽出
- ・市民等の移動実態及びニーズ把握
- ・地域公共交通計画（素案）とりまとめ

なお、本事業は、専門的知識を有する事業者へ委託の上、協議会及びワーキンググループにおける進捗確認、意見聴取を行いながら、進めていくものとする。

※詳細については、参考資料4をご覧ください。

令和2年度予算(案)

歳入

(単位：円)

科目	本年度 当初予算額	説明
補助金	3,894,000	国庫補助金 (地域公共交通確保維持改善事業費補助金)
負担金	3,894,000	北斗市負担金
合計	7,788,000	

歳出

(単位：円)

科目	本年度 当初予算額	説明
委託料	7,788,000	地域公共交通調査事業委託費
合計	7,788,000	



## 6 その他（報告）

### 1 深夜乗合タクシーの運休について

平成30年7月2日開催の第16回北斗市地域公共交通会議において協議が調い、同年8月から株式会社新星ハイヤーにおいて運行している「深夜乗合タクシー」について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本年4月24日より当面の間、運休するとの報告がありました。

### 2 新型コロナウイルス感染症に関する公共交通分野の支援制度について

#### (1) 高齢者外出機会安全確保対策事業（高齢者へのタクシー利用券の交付）【市独自】

新型コロナウイルス感染症のリスクを極力低減することを目的に、感染した場合に重症化の可能性が高い75歳以上の後期高齢者が、通院や買い物等で安全に移動できるよう、初乗り料金が無料になるタクシー券を交付するもの。

- ・内容／初乗り料金（560円）が無料となるタクシー利用券を1世帯10枚交付
- ・対象となる世帯／令和3年3月31日までに75歳以上となる方がいる世帯
- ・使用期限／令和3年3月31日
- ・配付方法／6月中に簡易書留により郵送（申請不要）

#### (2) タクシー事業者による有償貨物運送特例（タクシーによる飲食店からの料理宅配）

新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛要請等に伴い、旅客輸送需要が激減する一方、店内での営業の自粛が行われている飲食店等では、食料等の配送に係るニーズが増加していることから、国がタクシー事業者に対して特例的に有償での貨物運送を認め、実施するもの。（本年9月30日までの期間限定）